

東京、昭49不63、昭50. 8. 5

命 令 書

申立人 全日本運輸産業労働組合東京都連合会

申立人 全日本運輸産業労働組合東京都連合会久保田運送労働組合

被申立人 久保田運送株式会社

主 文

1 被申立人久保田運送株式会社は、申立人全日本運輸産業労働組合東京都連合会に対し、
下記文書を配達証明郵便で送付しなければならない。

記

昭和 年 月 日

全日本運輸産業労働組合東京都連合会

執行委員長 A 1 殿

久保田運送株式会社

代表取締役 B 1

当社B 2 常務の言動および当社が班長、組長の言動を利用したことならびに昭和49年
6月1日付で組長をにわかに増員したことは不当労働行為であると、東京都地方労働委
員会において認定されました。このような行為を今後一切いたしません。

(注、年月日は送付の日を記載し、文書には差出人の押印をすること)

2 被申立人は、前項の命令を履行したときは、すみやかに当委員会に文書で報告しなけ
ればならない。

3 全日本運輸産業労働組合東京都連合会のその余の申立てを棄却する。

4 申立人全日本運輸産業労働組合東京都連合会久保田運送労働組合の申立てを却下する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人全日本運輸産業労働組合東京都連合会（以下「運輸労連東京」という）は、全日本運輸産業労働組合連合会に加盟する地域連合団体であり、トラック運輸産業およびその関連産業に従事する労働者が組織する単位労働組合およびその支部分会をもって構成され、組合員は約18,000名である。
- (2) 申立人全日本運輸産業労働組合東京都連合会久保田運送労働組合（以下「組合」という）は、昭和49年2月26日、久保田運送株式会社の従業員27名をもって組織され、本件申立時の組合員数は9名であったが、現在は1名である。
- (3) 被申立人久保田運送株式会社（以下「会社」という）は、主として毎日新聞を都内及び関東近県へ配達することを業とする運送会社であり、従業員数は約40名、所有車両は35台である。

2 団体交渉について

- (1) 組合は、昭和49年2月27日、組合結成の通知とともに労働条件の改善等を会社に要求し、3月4日第1回の団体交渉が会社の事務所で行われた。この席上、会社は団体交渉ルールを提案したが、その内容は、場所は社外とし、時間は午後6時30分から2時間、交渉人員は当該組合員6名程度とするというものであった。そして時間については会社提案どおり、交渉人員については10名前後とすることで合意をみたが、場所については組合が社内を主張したため合意に達せず、次回の団体交渉の場所については会社が責任をもって探すということで終った。
- (2) そして、第2回の団体交渉は3月8日、新橋の第一ホテルで行われ、その後の団体交渉は十数回、同じホテルで行われた。この間組合は、再三会社に対し社内あるいは会社の近くで行うよう申し入れたが、会社は第一ホテルを固執し、組合の申し入れを

容れなかつた。

しかし、現在は組合の設営する区民館で団体交渉が行われている。

- (3) 第4回目（3月18日）の団体交渉の頃から賃金引き上げ問題が話し合われたが会社は、毎日新聞社の運送料がきまらないことを理由として数回はゼロ回答を続け、5月11日にいたって本給の15パーセント引き上げと夜勤手当の増額を回答した。そして、ほかに班長手当（4,000円を10,000円に）、組長手当（2,000円を6,000円に）が増額された（組合員には該当者なし）。
- (4) 組合はこの回答を不満として、修正を要求し、団体交渉を重ねたが、会社は当初の回答を変えず、結局、例年どおり6月分から実施した。

3 組合結成後の会社対応について

- (1) 会社のB2常務は、組合結成の通知を受けた2月27日の朝礼で、全社員に対して「会社の業務は、一般の運送業と違い、新聞という公共性の強いものを扱っている関係で、組合ができると運輸労連とか新聞輸送の面からみても会社の営業に支障がでる」との主旨の話をした。

また、B2常務夫人は、3月に入ってから連日のように組合員を会社の近くのレストランやスナックに誘い、酒食でもてなし「うちの会社は小さな会社なのだから組合なんか必要はない、仲よくやっていきましょう」とか「会社が組合の要求をのんだら私首を吊って死んでしまうわ」などといった。

なお、3月中に組合員11名が組合を脱退した。

- (2) 4月9日、B2常務宅において、B3班長を中心に多数の非組合員が集まり、組合対策を話し合った（B2常務は不在）。そして翌10日、B3班長とB4班長はA2委員長に「きょうはおれたち全員から話がある。組合員を集めて食堂で待っていてくれ」と伝えた。しかし、その日は組合員全員が集まれなかつたため、この話し合いは翌11日に会社の食堂で行われ、席上、B3班長は「おれたちは全員で組合をやめさせることを決めたのだ、久保田には組合は必要ないんだ。おまえたちがどうしても組合をやるんだったら今後一線を引くから覚悟しておけ」といった。そしてこの話し合いの間、

食堂の隣の事務室にいたB 2常務は、話し合いを終えて引き上げてきたB 3班長に「ご苦労さま」と声をかけた。この話し合いの後、組合員と非組合員との間では日常的な挨拶や会話あるいはつき合いもない状態がしばらく続いた。

(3) 4月26日、組合が午前8時30分から午後6時までストライキを行ったが、そのあと午後7時40分頃、組合が会社寮の一室でストライキの総括会議を行っているところへ、B 3、B 4、B 5、B 6各班長、B 7、B 8各組長、B 9（B10専務の実弟）らが行き「おまえらはきょうは一体何だ、ストライキをやりやがって」とか「ふざけるんじゃない」とかいって、B 4班長は土足でテーブルを蹴飛ばし、B 3、B 4各班長、B 9らは、A 2委員長、A 3副委員長、A 4書記長らの髪の毛をつかんで同人らを引きずったり、階段から突き落したりして部屋の外へ連れ出した。

この事件については結局、B 3、B 9は有罪の判決を受けた。

(4) この事件のため勾留されたB 3、B 8らは、警察から帰されてからの朝礼の際、組合員に対して顔を10センチ位に近づけ、にらみ続けたり、朝礼後の車の点検時には「この野郎、ここを見てないじゃないか」などといった。また車に新聞を積載する際、組合員に対して非組合員が新聞を投げつけるようなこともたびたびあって、これらの場にはB 10専務やB 2常務あるいは課長などが居合わせたが、注意を与えることはなかった。

(5) 6月12日の朝、組合は「御近所の皆さんに訴えます」とのビラを配ったが、そのビラの中に「タコ部屋に近い労務管理」と書いてあった。そこでB 2常務は、当日の朝礼後A 4書記長を呼んで「A 4、このビラは何だ、お前はうそ八百を書いて何とも思わないか」と問い合わせた。そして翌13日の朝礼で、B 2常務は「組合は昨日こんなビラを配りました」と従業員全員の前で発表し、これに対してB 11組長は「そのビラをA 3副委員長に読ませて下さい」といい、これを受けてB 2常務は「A 3、おまえ読め」と命じ、その場でA 3に読ませた。

4 班長ならびに組長の増員について

会社は、昭和49年6月1日付で班長1名（組長からの昇格）、組長6名を増員した。

この組長昇格該当者は、昭和45年以前に入社した者8名が対象とされ、選考の結果6名が昇格した。しかし、組合員で昇格したものはいなかった。

なお、昭和49年2月、組合結成直前の会社における役付者（課長以下組長まで）の数は、課長3名、係長2名、班長11名、組長2名であった。

第2 判断

1 団体交渉について

- (1) 申立人は、①会社が団体交渉場所を第一ホテルに指定し、固執したことは団体交渉の円滑な運営を著しく妨げたものであり、②組合要求に対してゼロ回答を続けたことは交渉に誠意を示さなかたものであると主張する。
- (2) 被申立人は、①団体交渉の場所については、会社業務の性格から会社施設を使用することは困難であり、第一ホテルで行われた十数回の団体交渉もなんら問題なく行われている、②組合要求に回答できなかつたのは、毎日新聞社と運送料の改定交渉のすむのを待っていたためで、その事情は団体交渉の席上で説明しており、団体交渉拒否には当らないと主張する。
- (3) 団体交渉の場については、組合から社内あるいは会社の近くで行うよう申し入れたのに対して、会社が第一ホテルに固執し、十数回同ホテルで交渉が行われたのであるが、場所が同ホテルであったことによって交渉が妨げられたという事情もなく、さらに現在は組合が設営した場所で交渉が行われているから、すでに解決したものと認められるので救済の利益は失われている。

また、賃金引き上げ要求に対して会社は5月11日までゼロ回答を続けていたけれども、それは例年の賃金引き上げが毎日新聞社との運送料改定との関係で6月分からであるためであり、この間の事情については組合も知っていたと認められ、要求に対する回答が遅れたことについては正当な理由があったと認められる。なお、5月11日の会社回答に組合が修正要求をしていることに対し、会社がその要求を容れないからといって、そのことがただちに不誠実な交渉であると認めるることはできない。

2 会社の組合への対応について

- (1) 申立人は、①会社は、B 2 常務を中心に連日のように組合切り崩しをはかり、その結果つぎつぎに組合を脱退させられたものがある、②4月26日の暴行事件は、会社の日頃の組合敵視政策があらわれており、班長グループを利用してひき起したものであると主張する。
- (2) 被申立人は、①2月27日のB 2 常務の発言は、新聞輸送という特殊業務の中での組合運動の一般論を述べたもので、組合弱体化の意図いでたものではなく、言論の自由の範囲内のものである、②班長、組長らの言動については、班長、組長は会社の政策決定に参画しておらず、会社が班長らに指示したこと、また同人らを利用しようとしたこともなかったから、班長らの言動の責任を会社に帰属させることはできない、③4月26日の暴行事件は、会社は全く関与しておらず、会社にその責任を帰せしめられる理由はない、④6月12日のビラについては、「タコ部屋に近い……」など虚偽の事実を記載した文書を配布することが許されないのは当然であると主張する。
- (3) ① 2月27日のB 2 常務の発言は、組合結成通知をした当日、組合員が不安定な心理状態にあった日の朝礼に際しての発言であって、「組合の結成は……営業に支障がでる」と明白に断言しており、その直後における同常務夫人のレストランなどにおける組合員に対する言動を同常務が放置していたことを併せ考えると、組合の結成に打撃を与えるためになされたものであって、被申立人が主張するような言論の自由の範囲内に留まるものではない。
- ② つぎに班長、組長らの職務は、人事、労務あるいは会社の政策決定になんら参画するものではないことは会社の主張するところである。しかし、班長らが4月9日にB 2 常務宅で組合対策を協議していること、それを受けて11日には会社の食堂を利用して集会を行い、組合員に対し「……今後は一線を引く」と宣言し、その集会後B 2 常務がB 3 班長に「ご苦労さま」と声をかけていること、また4月26日の暴行事件後の、B 3 班長らの組合員に対する行動をB 10 専務、B 2 常務、課長らが見ていながら何らの注意を与えなかつたことを併せ考えると会社に班長らの言動について責任なしとすることはできない。

③ 6月12日のビラに対し、B2常務がA4書記長に内容の真意を問い合わせたことはともかく、翌13日の朝礼でA3副委員長に読み上げさせた行為は、たとえビラの表現に行きすぎがあったとしても、多数の非組合員を含む朝礼の場で読み上げることを強制したことは、組合に対する嫌がらせの行為と認めざるをえない。

3 班長ならびに組長の増員について

- (1) 申立人は、①会社が班長、組長を6月賃金引き上げの直後、にわかに補充したことは、組合員との間に賃金の差別をつけるために行ったものである、②組合員の中にも適格者が数名いたが、組合員というだけの理由で選任しなかったものであると主張する。
- (2) 被申立人は、①会社の自動車運用台数は、昭和47年当時1日86台から昭和49年6月当時1日131台に増加しているから、組長の補充を行う必要性がある、②会社は従来から職制が退職した場合、入社同期の者のうち1、2名だけを昇格させるとことは従業員間の協調性を損うことをうれい、ある程度の人数に達したときに補充をしてきたものである、③今回の補充は、昭和45年以前に入社したものと組合員のうち2名の該当者は、仕事の選り好みが激しかったり、欠勤が非常に多いため除外したものであると主張する。
- (3) 会社が組長昇格選考の対象とした昭和45年までに入社した者8名のうち、組合員2名が組合員であるが故に選任されなかつと認められる疎明はない。しかしながら、会社は車両台数が大幅に増加した間において、組長の欠員を補充あるいは増員を行うことなく対処してきたにもかかわらず、6月に、にわかに組長を増員したことは、その直前の賃金引き上げにあたって班長、組長手当を大幅に増額していることをあわせ考慮すれば、班長、組長に昇格せしめることによって組合員との分離を意図したものと認められる。

4 組合の適格性について

- (1) 当委員会が組合の資格審査をすすめるにあたって、組合ならびに運輸労連東京に組合員数を照会したところ、現在1名であることが確認された。したがって、組合は現

段階では組合員数2名以上の構成という団体性の要件を欠いているから、運輸労連東京が、組合を依然として下部組織として取扱いまたはその活動をなさしめることは格別、すくなくとも不当労働行為の救済申立資格を失ったものといわざるをえない。よって組合の申立ては却下する。

(2) しかし前段で判断したように、会社の行為は、組合のみならず、ひいては上部団体である運輸労連東京の組織運営に対する支配介入であるから、下部組織が適格性を失ったからといって、運輸労連東京までが救済を受ける適格性を失うものではない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、B2常務の言動ならびに会社が班長、組長の言動を利用したことおよび組長を補充したことは労働組合法第7条3号に該当する。

なお、申立人は組長制度の廃止を求めているが、制度自体は従来から存在していたものであり、さらに、昭和49年6月1日付で新たに任命された組長については、すでにその職務を遂行しており、その任命を撤回することはかえって企業内に混乱を招くのでこれを認めることは適当でない。また、申立人はポストノーティスも求めているが、本件救済としては主文の程度をもって足りると考える。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和50年8月5日

東京都地方労働委員会

会長 塚本重頼